

## 保険料水準の統一に向けた「完全統一」の目標年度について

### 1 国の動向

#### (1)「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定)

国民健康保険制度について、都道府県内の保険料水準の統一を徹底すること等が明記された。

#### (2)保険料水準統一加速化プラン(第2版)

次期国保運営方針期間(令和12年度～令和17年度)を、納付金ベースの統一(納付金算定において、各市町村の医療費水準を反映しない)から完全統一(都道府県が算定する統一された市町村標準保険料率により、各市町村が賦課を行うこと)に向けた移行期間とし、具体的には、全国において、次期国保運営方針期間(令和12～17年度)の中間年度(令和15年度)までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度(令和18年度保険料算定)までの移行を目標とするとしている。

#### (3)財政支援

保険料水準の完全統一を達成した都道府県に対して、新たに特別調整交付金による財政支援が設けられ、交付基準では、達成年度から3年間にわたり平均被保険者数×1千円が交付されることになっている。

### 2 三重県の現状(第2期国民健康保険運営方針(令和6～11年度))

本県では、納付金ベースの統一は、令和5年度に達成しており、次の段階として、運営方針においては、被保険者の負担の公平性から、将来的には、県内どの地域に住んでも、所得水準、世帯構成が同じであれば、保険料も同じであることを目指していくものの、各市町の事情等によって格差が生じている点や、取組を加速させるうえでは適切なゴール設定も重要であることから、まずは緩やかな統一を目指すこととしている。

具体的には、標準保険料率を統一の目安として、運営方針の対象期間である令和 11年度までに、一定の幅(上限下限とも5%)を設けたうえでの標準保険料率への統一を行う。

### 3 三重県の完全統一の目標年度

#### (1)完全統一目標年度

令和15年度(令和15年度保険料算定)

#### (2)市町との合意の経緯

令和6年9月に開催した市町国民健康保険主管課長で構成する第1回国保広域化等連携会議において、県から次期国保運営方針期間の最終年度である令和17年度(令和18年度保険料算定)を完全統一の目標年度としてはどうかとの提案を行った。

複数の市町から、少しでも早期に完全統一を達成したいと意見があったため、改めて検討を行い、12月の第2回国保広域化等連携会議において、完全統一の目標年度を令和15年度とする提案を行ったところ、市町との合意に至った。